

岐阜県警察及び一般社団法人岐阜県トラック協会による
優良ドライバー推薦及び認定規程

制定：平成26年7月23日

岐阜県警察（以下「県警察」という。）及び一般社団法人岐阜県トラック協会（以下「協会」という。）による優良ドライバー認定（以下「優良ドライバー認定」という。）に関する規程を次のように定める。

（目的）

第1条 この規程は、協会加入の貨物自動車運送事業者（以下「会員事業者」という。）の優秀な運転者に、優良ドライバーとしての誇りと、他の運転者の模範であることを自覚させるとともに、会員事業者の交通安全意識の高揚と交通事故防止を図り、もって、交通社会の安全に寄与することを目的とする。

（認定者）

第2条 優良ドライバー認定は、県警察及び協会が連名で認定するものとする。

（認定基準）

第3条 認定基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 会員事業者の運転者として10年以上在籍している者であり、かつ直近5年間に
おいて無事故・無違反である者
 - (2) 協会長表彰を受賞した者
 - (3) 岐阜県トラックドライバーコンテストにおいて優勝した者
- 2 前項第1号に該当する者で「無事故・無違反である者」とは、次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由等によらない事故は協会と協議するものとする。
- (1) 人身に係る事故を起こした者
 - (2) 物損事故で、高額な損害額に至る事故を起こした者
 - (3) 交通違反はもとより、事故により罰金以上の刑に処せられた者
- 3 本条第1項第2号及び第3号に該当する者は、受賞後、第5条に規定する候補者の推薦までの間において、無事故・無違反である者とし、「無事故・無違反である者」とは、前項の規定に準ずる。

（候補者の推薦）

第4条 会員事業者は、前条の基準に該当し、かつ、第1条の目的に照らして人格円満な責任感の強い者を協会に推薦することができるものとする。

(推薦期限)

第5条 認定は毎年1回行うものとし、会員事業者は、協会が定める日までに候補者を推薦するものとする。

(優良ドライバー認定及び認定証等の交付)

第6条 協会は、第5条の定めにより、第4条の基準に該当する者として推薦のあった者を総務委員会で選考し、県警察の審査の後に理事会で決定するものとする。

- 2 協会は、優良ドライバー認定の決定者に対し、県警察との連名による認定証と標章（以下、「認定証等」という。）を交付するものとする。

(認定の取消)

第7条 優良ドライバー認定後に、事故を起こしたとき、または欠格事由に該当することとなった場合はその認定を取消すものとし、速やかに認定証等を協会に返納させるものとする。

- 2 前項の場合の事故または欠格事由の基準については、第3条第2項を準用する。
- 3 第4条に定める基準に該当しない無資格者が認定を受けたときは、認定に遡りその効力を失う。

(認定の更新・報告)

第8条 会員事業者は、認定を受けた運転者ごとの運行状況等を、毎年指定された日までに協会に報告し、優良ドライバー認定の更新を受けなければならない。

- 2 会員事業者は、認定を受けた運転手の所属している営業所の変更、使用車両の変更等の異動があった場合も、速やかに協会に報告するものとする。

(認定証の再交付)

第9条 認定証等が滅失または破損したときは、申請により再交付を求めることができる。

- 2 前項の場合、再交付を受ける者はその実費を負担しなければならない。

(委 任)

第10条 この規程の実施についての細則は別に定める。

- 2 この規程により難しい事項は、総務委員会において決定するものとする。
- 3 この規程は、総務委員会に諮り改正することができる。

附 則

この規程は、平成26年7月23日から施行する。

平成26年の推薦については、第3条第1項第2号及び第3号に該当する者は、平成26年以降の者を含むものとする。

岐阜県警察本部及び一般社団法人岐阜県トラック協会による 優良ドライバー推薦及び認定規程（細則）

（目的）

第1条 この細則は、「岐阜県警察本部及び一般社団法人岐阜県トラック協会による優良ドライバー推薦及び認定規程」（以下「規程」という。）を効果的に運用することを目的として定めるものとする。

（認定基準）

第2条 規程第3条（1）に定める会員事業者には、岐阜県本社の事業者の県外営業所の運転手を含むものとする。

（推薦期間）

第3条 事業者からの推薦は、毎年10月1日より11月30日（休日等の場合は翌日の事業日）までとする。

2 申請にあたっては、以下の書類を提出するものとする

（1）推薦書（様式1）

（2）履歴書（様式2）

（3）運転記録証明書

（推薦期間内に交付され証明期間が5年間のものに限る。写しで可）

（4）自認書（様式7又は様式7-2）

（※上記（3）において運転記録証明書の交付日が、年度当初（4月1日）からご案内日付の期首前日までの場合に限る。）

（選考及び決定）

第4条 規程第4条に定める推薦者の選考は、推薦のあった翌年1月の総務委員会で選考し同月の理事会にて決定するものとする。

（交付）

第5条 規程第6条第2項に定める認定証等の交付は、推薦のあった翌年の春の交通事故防止委員会で行うものとする。

（認定の更新及び報告）

第6条 会員事業者の規程第8条に定める優良ドライバーの認定の更新にかかる報告は、その期限を毎年10月1日から11月30日（当日が休日の場合は、翌事業日）までとし、次の書類を提出し更新を受けなければならない。

（1）事業者の更新届出書（様式3）

（2）本人の運転記録証明書

（推薦期間内に交付され証明期間が1年間以上のもの。写しで可）

（3）自認書

（※上記（2）において運転記録証明書の交付日が、年度当初（4月1日）からご案内日付の期首前日（9月30日）までの場合に限る。）

- 2 規程第8条第2項に定める優良ドライバー認定を受けた者の届出事項に変更が生じた場合の届出には、「優良ドライバー認定者の認定事項変更報告書（様式4）」を用いること。

附則 この細則は、平成26年7月23日より実施する
この細則は、平成30年9月6日より実施する
この細則は、令和2年9月10日より実施する
この細目は、令和4年9月6日より実施する